

令和2年 第9回定例教育委員会

令和2年9月24日(木)
午後2時から
宮代町役場204会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係 P 1

令和2年9月宮代町議会定例会関係

ア 令和2年度一般会計補正予算(第4号)について

イ 一般質問と答弁の概要について

(2) 学校教育関係 P 6

ア 10月の行事予定について

イ 10月の事業予定について

ウ 令和2年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

(3) 生涯学習関係 P 9

ア 10月の事業予定について

5 協議事項

令和3年度当初教職員人事異動の方針について P10

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和2年9月宮代町議会定例会関係

ア 令和2年度一般会計補正予算(第4号)について

教育関係補正予算の概要

■歳出

事業名	補正予算額	内容
小学校施設管理事業	6,165 千円	・令和3年度における東小学校及び笠原小学校の児童数増見込みに伴う教室等の整備 東小学校 普通教室改修 1 教室 エアコン設置 1 教室 笠原小学校 普通教室改修 1 教室 エアコン設置 1 教室

イ 一般質問の概要について

通告2号 山下 秋夫 議員

1. コロナ禍の中で安心・安全な学校づくりを

今年度、3カ月に及ぶ学校の臨時休校が行われました。新型コロナでの対応で、児童や生徒・教職員や保護者に感染不安と学習の遅れなど心配する声などが上がり、精神的、肉体的疲弊が起こっているのではないのでしょうか。

新型コロナ対策、学校設備の総点検と充実を強く求めるものです。

(1) 全国知事会は全国市長会、全国町村会と連名で「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表しました。子どもたちの学びを保障するには、「少人数学級により児童、生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要」と強調しています。少人数編成を可能にする教員の確保を求めています。コロナ禍の中、ケアと学び、授業中の身体的距離を十分に取れるよう1日も早く少人数学級が実現できるよう、宮代町は国・県に要望をするべきと考えますが、町はどのように考えますか。

(2) 全国では、感染拡大とともに教職員、子どもの感染が報告されています。学校での感染拡大ではなく、家族から感染をした子どもたちが登校、あるいは教職員が感染をし登校したものです。無症状のケースもあり、リスクはゼロにできないという前提のもと3密対策などが必要と考えますが、そこで伺います。

① 児童、生徒の感染不安解消のために全職員へ定期的なPCR検査の実施は考えていますか。

② 職員室の3密状態を改善することは考えていませんか。

(3) コロナ禍は、教職員の勤務状況に悪影響です。もともとの長時間労働に、消毒やマスクの常時着用などの負担が重なりました。疲労が重なると免疫力も低下します。早急な教職員増員が必要です。町の見解は。

(4) 児童、生徒による清掃は感染防止に配慮したものとするよう考えますが、児童、生徒の感染防止のために、トイレ、流しなどの清掃、机の消毒作業のための職員を配置することは考えていませんか。

(5) 学校給食費は、保護者の負担軽減と食育のために今年度は無償にすることは考えていませんか。

(6) 手洗いのための水道設備、電気設備、ガス設備、雨漏り、ドア、窓ガラス、プール、体育施設などの学校設備の総点検を求めるがいかがか。

(7) 消毒液や石鹸、非接触型体温計など必要な物資を確保することは大事であります。現状は。

通告4号 土淵 保美 議員

3. 町民体育祭について

コロナ禍の現状ですが、6月議会で取り上げた町民体育祭やスポーツに関する考えをお伺いします。

①本年度の町民体育祭の実施はあるのでしょうか。

②中止の場合本年度中に町民体育祭に変わるイベントはあるのでしょうか。

③町内スポーツの拠点となるぐるる宮代のコロナウイルス対策は、どのようになっていますか。

通告5号 浅倉 孝郎 議員

1. 新型コロナウイルスによる町の対応について

(1) 小中学校の対応について

新型コロナウイルス感染症が収まらない状況下で、小中学校への対応について、児童生徒及び保護者、さらには孫を心配している祖父母を代表して伺います。

① 学校行事について

運動会や体育祭、修学旅行など、児童生徒が楽しみにしている学校行事は行うのか。また、運動会や体育祭に保護者は参加できるのか。

② GIGA スクールについて

オンライン授業ができる GIGA スクールで、本年12月には児童生徒1人1台のタブレットが支給されると臨時議会で答弁されました。今後、タブレットを使いどのような授業を行っていくのか。また、緊急事態宣言により再び学校が臨時休校になった際、タブレットを使いどのように活用するのか。Wi-Fi がない家庭に何かしらの支援をするのか。

③ アンケートの実施

新型コロナウイルス感染症による小中学校の児童生徒の影響がどうなのか、アンケートを取ってほしい。アンケート結果により、正しく児童生徒の状況を把握し、問題があれば対応をしてほしいがいかがか。

④ 児童生徒の支援について

今後、新型コロナウイルス感染症が終息まで長期化することが予想されます。NHKが8月8日から3日間、全国の18歳以上に世論調査を行った。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、家庭の収入に変化はあったか尋ねたところ、「減った」が24%、「変わらない」が69%、「増えた」が2%であった。特に子育て世帯の負担は大きいと推測される。そのため、新型コロナウイルスにより著しく収入が減少した家庭に対し支援を考えているのか。また子ども達への学業に支障がでるような場合の支援などは考えているのか。

4. 東小学校の文化財の指定について

埼玉県下で現役で使われている木造校舎は2校しかないと聞く。東小学校の木造校舎はその1つである。町の歴史的建造物であり、昭和30年(1955年)に建築され、今年で65年の節目を迎える。何万人もの町民が木造校舎で学び、さまざまな活躍をしてきた、またしている。大切に使ってきたからこそ現存している町民の宝でもある。毎年、木造校舎で学ばせたいという若い世代もいる。町のシンボルとしての建築物であり、貴重な観光資源でもある。埼玉県および町の文化財に指定してほしいがいかがか。

5. 小中学校のトイレの改修について

和式トイレに比べ洋式トイレのほうが新型コロナウイルスなどの感染リスクは低いことから、国の補助金として、洋式化の補助金がある。具体的には「公立学校施設の衛生環境改善（予算57億円）」。目的は、感染症予防の観点から、トイレや給食施設等の整備による衛生環境の改善、特別支援学校の整備による過密状況の解消を図り、学校施設の安全・安心を実現する。こうした国の補助金を活用し、小中学校の洋式化を図れないのか。また、校舎内にある多目的トイレ及び避難所として使われる体育館の洋式トイレにウォッシュレットを整備できないのか。

通告6号 泉 伸一郎 議員

4. 熱中症などの厚さ対策について

最近の異常気象により、とても暑い日が続くなど、熱中症の発生が非常に増加しております。コロナ禍において、小・中学校の夏休みも短縮され、暑い中での登校が増えます。小学校に登校する生徒の暑さ対策について質問させていただきます。

①登下校中に日傘を使用すること、つばの広い帽子を着用するなどの対策をとることが可能であるかお伺いします。

②持参する飲み物にスポーツドリンクを追加できないか伺います。

通告8号 塚村 香織 議員

1. 学びの選択肢の拡大を

コロナ禍での一斉休校では、特にICT教育による学びの確保の必要性が注目され、それに伴い文部科学省でもGIGAスクール構想の予定を早めて、一人1台のタブレットの配布や通信環境整備が、今年12月に全て整うことになりました。

緊急時や多様な学びの実現のためにもICT教育は、双方向型、学びの探求、また学校へ行けない児童生徒への学びの選択肢の一つとなることと期待をしています。

そこで以下の質問をいたします。

(1) 来年1月から、小中学校でのICT教育の具体的なプランについてお伺いいたします。

(2) 1学期を終えて、コロナ感染への不安のお休みは出席停止扱いというご配慮をいただきました。1学期終了時の出席停止扱いや長期欠席の児童生徒の数をお伺いいたします。

(3) 現在、学校へ行けない児童生徒へ、オンラインでの学習機会の提供はお考えでしょうか。

(4) 中学校のさわやか相談室にもWi-Fi環境が整備され、タブレットを使用した学びの機会の確保はお考えでしょうか。

(5) 学校にも行けない小学生のための適応指導教室について、3月にも質問をさせていただきましたが進捗状況をお伺いいたします。

1. 町内小中学校の適正配置について審議の進捗は

新井町長の公約でもある小中学校の適正配置について、「中学校を1校に」の再検討が、「宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会」で行われている。町のホームページでも会議録を見ることができる。第5回の審議会の記録から、今後の進め方（スケジュール）案では令和2年2月12月には、答申することとなっている。そこで質問する。

①第1回からの経過と進捗状況、答申までの今後の審議内容は。

②再検討ということであるが、平成28年度の住民説明会でのたくさんの意見や同年12月の請願の内容について、審議会の委員にはどの程度説明されているのか。この町の縦長の地形は大きな問題である。これまで5回の審議会があったが、今後の残り4回の審議は大人の都合ではなく、子どものための議論であってほしいと願う。子どもの犠牲の上の統廃合では、町は廃れると思われるが、いかがか。

③新型コロナウイルスの感染防止対策から、1クラスの人数、授業の形態や考え方、部活についてもこれまでと大きく変わっていくと考える。その中で小中学校の適正配置の検討の意義は大きい。新型コロナウイルスへの対策から、政府の教育再生実行会議で、「少人数学級導入議論へ」との新聞報道があり、その内容について審議会の中でも委員から少人数学級に関する話が出ていた。今後の課題と思われるが、いかがか。

④最高気温が、40℃超えの猛暑である。毎年の気温の上昇は異常である。このような状況での遠距離の登下校をこの町はどう考えるか。

(2) 学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日 付	小 学 校	中 学 校
1 日 (木)	読書月間～11/20 (東) 就学時健診 (須・笠)	
2 日 (金)		
3 日 (土)		英語検定 (中)
4 日 (日)		
5 日 (月)	就学時健診 (東)	南埼玉伝 (中)
6 日 (火)	就学時健診 (百) 文化庁支援事業和太鼓演奏 (笠)	
7 日 (水)	自然教室～10/9 (笠)	3年進路学習会 (百) 東部地区テスト第2回 (中)
8 日 (木)	修学旅行～10/9 (東)	
9 日 (金)		中間テスト・3年進路保護者会 (須)
10 日 (土)	PTA バザー (笠)	土曜授業 (須)
11 日 (日)		
12 日 (月)	校内硬筆展 (須)	教育実習～10/30 (百)
13 日 (火)	不審者対応避難訓練 (東)	中間テスト・3年保護者会 (百)
14 日 (水)	修学旅行～10/15 (笠)	
15 日 (木)		内科検診 (百) 中間テスト (前)
16 日 (金)		
17 日 (土)		合唱祭 (百)
18 日 (日)	避難所運営訓練 (須・百)	
19 日 (月)		
20 日 (火)	小中交換講話 (百)	小中交換講話・進路を考える会 (前)
21 日 (水)	ふれあいデー	ふれあいデー 合唱を披露する会・PTA パトロール (須)
22 日 (木)	学校保健委員会 (須) 校内絵画展～10/24 (笠)	
23 日 (金)		
24 日 (土)	土曜授業 (須・東・笠) 学習発表会 (百) 学校評議員会 (須・東・笠)	体育祭 (前)
25 日 (日)		
26 日 (月)		体育祭予備日 (前)
27 日 (火)		
28 日 (水)	埼玉葛小学校体育授業研究会 (百)	高等学校初任者研修 (百)

29 日 (木)		修学旅行～10/31 (須) 内科検診 (百)
30 日 (金)		
31 日 (土)		

イ 10月の事業予定について (教育委員会)

日 付	内 容	場 所
8 日 (木)	支援担当訪問	百間中
9 日 (金)	第2回就学支援専門委員会	役場204会議室
12 日 (月)	支援担当訪問	前原中
14 日 (水)	第2回教育長訪問	各学校
16 日 (金)	第2回教育長訪問	各学校
19 日 (月)	支援担当訪問	東小
29 日 (木)	第3回就学支援専門委員会	笠原小

ウ 令和2年度 要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

令和2年9月1日現在

小 学 校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
須賀小	0	0	0	0	0	0	0
百間小	0	0	0	0	0	1	1
東小	0	0	0	0	0	0	0
笠原小	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	1	1

中 学 校	1年	2年	3年				合 計
須賀中	0	0	0				0
百間中	0	0	0				0
前原中	0	0	2				2
合 計	0	0	2				2

準要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

令和2年9月1日現在

小 学 校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
須賀小	1	3	5	4	4	11	28
百間小	10	5	4	6	7	9	41
東小	3	3	3	5	8	2	24
笠原小	5	4	6	4	0	7	26
合 計	19	15	18	19	19	29	119

中 学 校	1年	2年	3年				合 計
須賀中	12	11	5				28
百間中	7	10	15				32
前原中	6	7	8				21
合 計	25	28	28				81

※特別支援教育就学奨励費支給認定者数は別紙参照

(3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定（教育委員会主催事業）について

日 時	内 容	場 所
1日（木） 5日（月） 6日（火）	親の学習会（家庭教育学級） ■家庭の教育力の向上を目指して、就学時健康診断の時間を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心構えや注意点など、親の学習講座を開催する。 ●1日 須賀小、笠原小、5日 東小 6日 百間小 ●講師 埼玉県家庭教育アドバイザー	町内各小学校
【参考】 15日（木） 9:30-14:00	第29回埼葛人権を考えるつどい （埼葛12市町共催事業） ■埼葛12市町の人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、地域間の交流を行いながら、人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指して実施する。 ●折鶴や人権メッセージによる小中学生の協力参加 ●埼葛の様々な団体による舞台発表、展示、出店 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、人数制限のうえ、開会式及びフィナーレは実施せずに開催予定。	三郷市文化会館

5 協議事項

令和3年度当初教職員人事異動の方針について

令和3年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下の(1)から(7)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (7) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。



令和3年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和3年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和2年8月24日

埼玉県教育委員会

令和3年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(7)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (7) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。

- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用等

校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教小第195号
令和2年8月27日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

令和3年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和3年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和3年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和3年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和3年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 退職について

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 令和3年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和2年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

- (17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

3 採用等について

- (1) 教員・事務職員の新規採用及び配当については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全体的視野に立って行う。

- (2) 主幹教諭への任用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。

その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの任用を積極的に推進する。

- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。

その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。

なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

- (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

- (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。

なお、採用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

4 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

- (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

- (2) 教育事務所長は、上記(1)の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。



事 務 連 絡

令和2年8月27日

各教育事務所長 様

市町村支援部参事兼小中学校人事課長

令和3年度当初教職員人事事務処理日程について

このことについて、別紙のとおり決定しましたのでお知らせします。
併せて管内市町村教育委員会へ周知願います。

令和3年度当初教職員人事事務処理日程

月 日	曜 日	人 事 事 務 等
9月17日まで	(木)	人事関係書類 (教育事務所 → 市町村教委)
9月24日まで	(木)	人事関係書類 (市町村教委 → 校長)
10月 1日	(木)	年度当初人事に関する調書 (校長 → 教職員)
10月26日 まで	(月)	年度当初人事に関する調書 (教職員 → 校長)
11月2日まで	(月)	人事関係書類 (校長 → 市町村教委)
11月18日	(水)	人事関係書類 (市町村教委 → 教育事務所)
11月26日	(木)	人事関係書類 (教育事務所 → 小中学校人事課)

2月12日	(金)	教職員定数内示
2月26日	(金)	人事内申日
3月 5日	(金)	人事決裁日 (一般教職員)
3月 9日	(火)	人事決裁日 (管理職)
3月12日	(金)	内示日 (一般教職員)
3月24日	(水)	内示日 (管理職等)